

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

都市基盤整備公団 武里団地中心施設

春日部市大字大枝八十九

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社 地域支社長 渡辺輝明

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十二年九月三十日